

固定資産税の



今、支払っている金額を知っていますか？

使っていない実家や土地を
持ち続けるだけで大きな損
失になってしまいます

特定空き家に指定
されると固定資産
税で最大6倍に！？

空き家は管理が不十分であ
ればあるほど、建物や土地
の価値が低下します！！



早めに売却の準備を！
KEIAIにご相談ください！



KEIAI春日井八田不動産センター 株式会社リライト

☎ 0120-29-4088

春日井市八田町7-18-8アベニューⅡ 102

営業時間/10:00~18:00 定休日/水曜日・日曜日

FAX/0568-29-4027 MAIL/rewrite@ki-kasugai.jp

